

## 府中市営駐車場における指定管理者候補者選定基準

### (目的)

第1条 この基準は、府中市営駐車場における指定管理者候補者選定委員会規則第1条により、府中市営駐車場における指定管理者候補者の選定について審議するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (審査)

第2条 府中市営駐車場における指定管理者候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、指定管理者指定申請書提出者について、申請書とプレゼンテーションにより審査し、その結果を選定委員会にて協議する。

### (採点)

第3条 各委員は、府中市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第2号に基づき、選定基準表（別表）により採点する。

2 選定基準表（別表）に基づく採点は、「適」「否」のいずれかを選ぶものとする。

### (雑則)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

### 付 則

この基準は、令和7年9月30日から施行する。

別表

選定基準表

審査項目
(1) 公の施設の効用を最大限に發揮するとともに、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。 ア 駐車場の公の施設としての効用を十分に發揮できること。 イ 駐車場の公平・公正な利用の確保が図れること。 ウ 駐車場のサービスの向上が図れること。
(2) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 エ 駐車場の適切な維持及び管理を図るための方策が優れていること。 オ 駐車場の維持管理経費の縮減を図るための方策が優れていること。 カ 個人情報管理、情報公開及び危機管理を図るための方策が優れていること。
(3) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。 キ 駐車場の管理運営を安定して行うことができる人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。
(4) その他、市長等が必要と認める事項 ク 指定管理者となるためのプレゼンテーションが優れていること。